

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0006

平成31年度行政事業レビューシート (公正取引委員会)									
事業名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等			担当部局庁	経済取引局取引部			作成責任者	
事業開始年度	平成25年度	事業終了(予定)年度	平成32年度	担当課室	取引企画課			堀内 悟	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第14条			関係する計画、通知等	・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定) ・消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部決定) ・臨時閣議における総理発言(平成30年10月15日臨時閣議)				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成26年4月の消費税率の引上げに伴い発生している中小企業者等に不当に不利益を与える消費税の転嫁拒否等の行為の防止を一層図るため、また、本年10月に予定されている消費税率引上げに際して、消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止を図るため、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)の内容などの説明会の開催、パンフレットの作成・配布、新聞広告やインターネット広告等による広報活動等を行うことにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本事業では、以下のような事業等を実施する。 ① 消費税転嫁対策特別措置法等の周知徹底を図るため、説明会を開催(移動相談会も併せて開催)するとともに、事業者団体等が主催する説明会に講師を派遣する。 ② 消費税転嫁対策特別措置法等の内容やガイドラインなどについて事業者に理解しやすいパンフレット等を作成・配布し、周知を行う。 ③ 消費税転嫁対策特別措置法等の周知徹底を行うとともに、消費税の転嫁拒否等の行為について厳しく監視する姿勢を示すために、新聞広告やインターネット広告等を実施する。平成30年度においては、消費税の転嫁拒否等の行為を分かりやすく説明するために、新たに動画広告を作成した。								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額 (単位:百万円)			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求		
	予算の状況	当初予算	115.5	51.6	49.1	60.2	38.7		
		補正予算	▲46.6	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		68.9	51.6	49.1	60.2	38.7		
	執行額		43	46	47.2	-			
執行率(%)		62%	89%	96%	-				
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		62%	89%	96%	-				
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由					
	消費税転嫁等対策業務旅費	1.8	1.5	・消費税転嫁等対策業務旅費について、執行実績を踏まえた見直しにより、0.3百万円減額。					
	消費税転嫁等対策業務庁費	58.4	37.2	・消費税転嫁等対策業務庁費について、本年10月の消費税率引上げを踏まえて増額された予算額(要請文書の発出、メディア広報拡充)21.2百万円減額。					
	計	60.2	38.7	-					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 31年度	目標最終年度 32年度
	平成31年度は、各広告物を認知した者の割合を23%以上となるようにする。	各広告物を認知した者の割合 (171人/927人)	成果実績	%	-	22	18.4	-	-
			目標値	%	-	-	23	23	-
			達成度	%	-	-	77	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	メディア広報事後調査結果報告書(平成31年3月29日付株式会社オリコム作成)(事後調査アンケートにて各広告物を「確かに見た」又は「見たような気がする」と回答した者の割合)								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 31年度	目標最終年度 32年度
	平成31年度は、各広告物を認知した者のうち、法律の内容を知っている者の割合が60%以上となるようにする。	各広告物を認知した者のうち、法律の内容を知っている者の割合(87人/171人)	成果実績	%	-	58.8	50.9	-	-
			目標値	%	-	-	60	60	60
			達成度	%	-	-	87	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	メディア広報事後調査結果報告書(平成31年3月29日付株式会社オリコム作成)(事後調査アンケートにて各広告物を「確かに見た」又は「見たような気がする」と回答した者のうち、消費税転嫁拒否行為が法律で禁止されていることを「よく知っている」又は「知っている」と回答した者の割合)								

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 31年度	目標最終年度 32年度	
	説明会参加者に対する事後アンケートにおいて平成32年度に満足度が90%以上となるようにする。			説明会参加者の満足度 (1316人/1541人)	成果実績	%	87	89	85
			目標値	%	80	80	80	80	90
			達成度	%	100	100	100	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	主催説明会参加者の事後アンケート(説明会後のアンケートにおいて「満足できた」又は「概ね満足できた」と回答した者の割合)								
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	説明会の開催及び事業者団体主催の説明会への講師派遣回数	活動実績	回	109	57	70			
当初見込み		回	75	75	75	75			
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	パンフレットの配布部数	活動実績	部	264,650	401,050	392,335			
当初見込み		部	500,000	500,000	500,000	500,000			
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	違反事例パンフレットの配布部数	活動実績	部	15,007	3,950	6,060			
当初見込み		部	-	-	-	-	-		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	広告を掲載した新聞媒体	活動実績	紙	74	39	39			
当初見込み		紙	-	-	-	-	-		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	インターネットバナー広告表示回数	活動実績	回	86,415,029	65,615,297	75,665,496			
当初見込み		回	-	-	-	-	-		
単位当たり コスト	算出根拠			単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	説明会の開催及び事業者団体主催の説明会への講師派遣に係る費用／開催回数及び講師派遣回数	単位当たり コスト	円/回	5,354	23,955	12,524			
計算式		円/回	583553/109 1365467/57 876672/70						
単位当たり コスト	算出根拠			単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	パンフレットの作成・印刷・発送に係る費用／印刷部数	単位当たり コスト	円/部	13.3	14.4	18.9			
計算式		円/部	3508920/264650 5878099/406050 7485898/396335						
単位当たり コスト	算出根拠			単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	違反事例パンフレットの作成・印刷・発送に係る費用／印刷部数	単位当たり コスト	円/部	26.5	-	35.7			
計算式		円/部	396900/15000 - 75000/2100						
単位当たり コスト	算出根拠			単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	広告掲載に係る費用／広告を掲載した新聞紙の数	単位当たり コスト	円/紙	360,349	647,077	672,215			
計算式		円/紙	26665831/74 25236006/39 26216382/39						
単位当たり コスト	算出根拠			単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	広告掲載に係る費用／インターネットバナー広告表示回数	単位当たり コスト	円/回	0.1	0.1	0.1			
計算式		円/回	9368339/86415029 7783241/65615297 5694934/75665496						

政策評価	政策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4									
	施策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4-1									
	測定指標	定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 年度	目標年度 年度		
			実績値								
			目標値								
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
					施策の進捗状況(実績)						
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	平成26年4月の消費税率の引上げに伴い発生している中小企業者等に不当に不利益を与える消費税の転嫁拒否等の行為の防止を一層図るため、また、本年10月に予定されている消費税率引上げに際して、消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止を図るため、法律の内容などを説明する説明会の開催、パンフレットの作成・配布、新聞広告やインターネット広告等による広報活動等を行うことは、消費税の円滑かつ適正な転嫁に資する。										
新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項	分野:	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 年度	30年度	31年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度		
			成果実績								
			目標値								
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 年度	30年度	31年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度		
			成果実績								
		目標値									
		達成度	%								

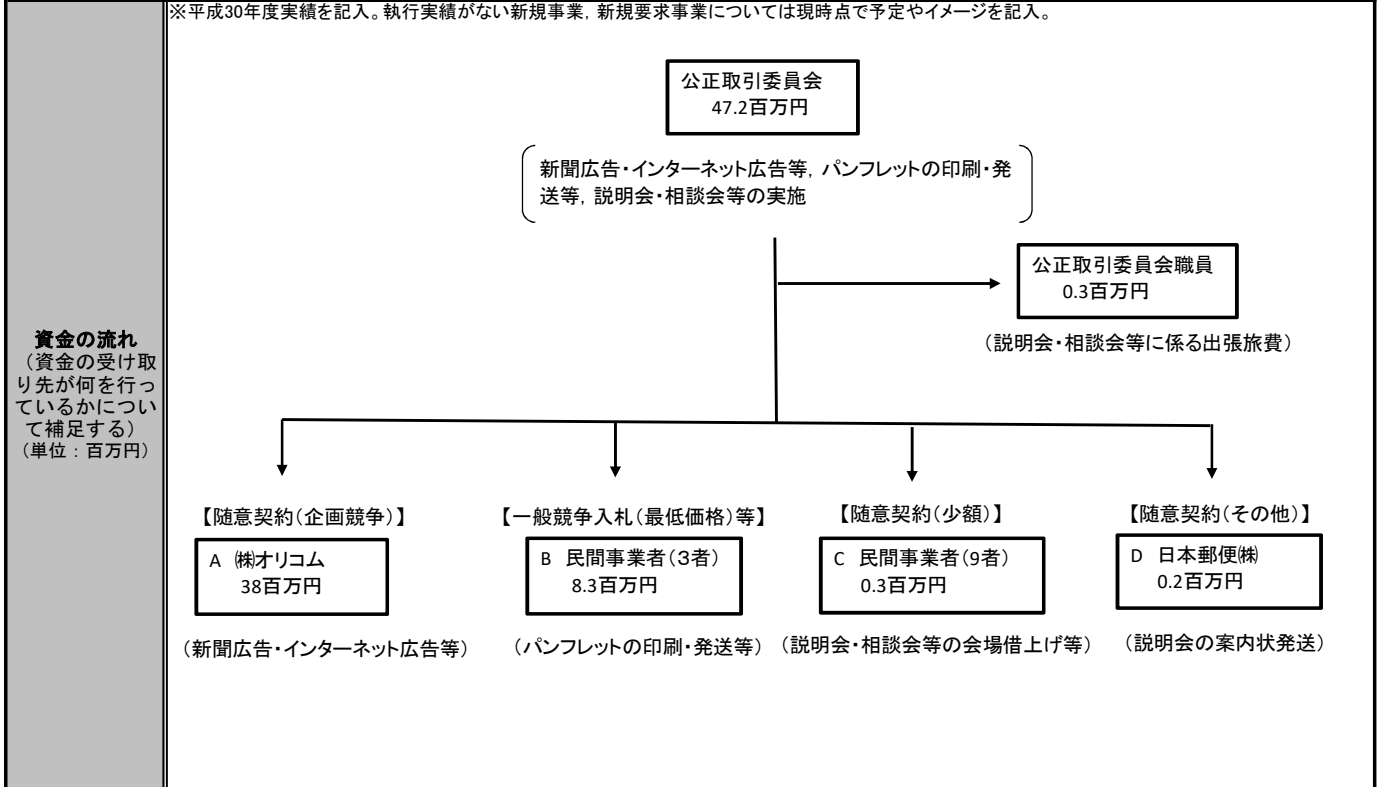
事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	消費税率の引上げに際し、中小企業者等を中心に消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題になっているところ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、法律が成立し、同法において、国は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について、徹底した広報を行うことが定められている(消費税転嫁対策特別措置法第14条)ところである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	法律の広報活動の実施に当たっては、法律を所管し、調査や指導等の中心となる公正取引委員会(国)が直接行う必要がある。また、移動相談会は、転嫁拒否等の被害を受けている事業者からの相談を受け付けるところ、かかる相談への対応は申告者の保護の観点から、調査や指導の中心となる公正取引委員会(国)が率先して直接行う必要がある。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	消費税率の引上げに際し、中小企業者等を中心に消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題になっており、閣議決定で設置された消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部から、消費税の転嫁対策等についての理解を深めてもらうための各種メディア・媒体を活用した広報や説明会の開催などが求められており、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	パンフレットの作成に当たっては、効率的な事業の実施を図るため、入札等を行うことで、コスト削減を行うとともに、メディア広報の実施に当たっては、効果的な事業の実施を図るため、企画競争を実施することにより、支出先を選定している。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	パンフレットの作成に当たっては、効率的な事業の実施を図るため、入札等を行うことで、コスト削減を行っている。また、メディア広報の実施に当たっては、効果的な事業の実施を図るため、企画競争を行っているが、価格面についての審査項目を設定した上で、他の審査項目の2倍の点数で設定することにより、コストを重視している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業の実施に当たっては、消費税の転嫁拒否等の行為の防止という目的のため、真に必要な施策について実施している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	パンフレットの作成に当たっては、事前に配布先に対し、必要部数の確認を行うことで、無駄な印刷を行わないようにし、コスト削減や効率化を行った。	

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	△	<p>【広告物認知割合】 昨年度と同じ予算額で、今年度は動画広告を作成した結果、消費税に関心の高いビジネス層向けニュースサイトへのバナー広告表示回数が増えたため、到達率が減少し、成果目標を下回る結果となった。</p> <p>【法律内容認知割合】 昨年度よりも、違反事例を分かりやすく伝えることにスペースを割いた結果、転嫁拒否等の行為が法律違反であるというフレーズが埋没したため、法律内容認知割合が減少し、成果目標を下回る結果となった。</p> <p>【説明会満足度】 成果目標を上回っており、成果目標に見合ったものであったといえる。</p>
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	事業の実施に当たっては、消費税の転嫁拒否等の行為の防止という目的のため、真に必要な施策について実施し、より効果的かつ低コストで実施するために入札等により支出先を選定した。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	新聞広告やインターネット広告のほかに雑誌広告、ラジオ広告及び動画広告を用いた集中的な広報事業を実施し、有効な消費税の転嫁拒否等の行為の防止を図る周知を行った。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	今年度、新たに作成した動画広告については、当委員会公式YouTubeにて随時視聴可能となっているほか、当該動画広告及びパンフレットについては説明会や事業者団体等への研修・講演の際において使用する等、十分に活用している。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果		消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止を図るため、事業者向けに広報活動を行うことは極めて重要な課題であるところ、効率性と有効性を考慮しつつ、広報活動を行うことができた。
	改善の方向性		本年10月に消費税率の引上げが予定されているところ、消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止を図るため、効率的かつ有効性のある広報となるよう、引き続き、必要な見直しを行いながら、実施していくこととする。
外部有識者の所見			
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、毎年度実施しているところ、消費税率が10%へと引上げが予定されている本年度においては、バナー広告等により広報の手段・対象を明確にして実施しているのは良いと評価する。(池谷修一) ・事業者向けの広報の必要性は減じることはない。ただし、認知度の向上、理解度の向上に向けて絶えずPRの方法をチェックし、有効性を高めることが不可欠であると思われる。(田邊國昭) ・広報の内容がより持続的に事業者の印象に残るよう今回お示しいただいた広告手段等を含め、今後の対応を検討することが適切と考えられる。(中村豪) 			
行政事業レビュー推進チームの所見			
現状通り			<ul style="list-style-type: none"> ・消費税の転嫁拒否行為の未然防止のために重要な役割を果たす本事業は、消費税転嫁対策特別措置法が存続する限り必要である。 ・消費税率の引上げ時の広報も重要であるが、引上げ時に限らず、継続して広報を行うことが効果的と考えられるため、継続実施が必要な事業である。 ・広告手段については、効果が高いものを適切に選定していくことが必要であると思われる。
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
縮減			<ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者会合及び行政事業レビュー推進チームの所見のとおり、本事業は継続して実施する。 ・広報内容が持続的に事業者の印象に残るよう効果が高い広告手段の選定等について検討を進める。 ・予算規模については、令和2年度概算要求においては、執行実績を踏まえた見直しにより、更なる経費の効率化(反映額:消費税転嫁等対策業務旅費▲0.3百万円)を図るとともに、消費税転嫁等対策業務庁費について、本年10月の消費税率引上げを踏まえて増額された予算額(要請文書の発出、メディア広報拡充分)21.2百万円を減額する。
備考			

関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度		平成23年度		平成24年度	
平成26年度	⑥	平成27年度	0006	平成28年度	0006
平成29年度				平成25年度	新25-1
平成30年度	公正取引委員会 (0006)			平成29年度	0006

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



費目	A.株式会社オリコム		金額 (百万円)	費目	B.株式会社アイネット		金額 (百万円)
	用途				用途		
消費税転嫁等 対策業務庁費	平成30年度消費税転嫁対策の広報事業		38	消費税転嫁等 対策業務庁費	「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」 パンフレットの原稿データ改訂、印刷及び 発送業務		7.9
計			38	計			7.9

支出先上位10者リスト

A.

支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1 株式会社オリコム	1010401006924	平成30年度における消費税 転嫁対策の広報事業	38	随意契約 (企画競争)	3		

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	㈱アイネット	5010001067883	パンフレットの原稿データ 改訂、印刷及び発送業務	7.9	一般競争契約 (最低価格)	3		
2	アロー印刷㈱	1250001005055	パンフレット及び違反事例 パンフレットの印刷	0.2	随意契約 (少額)	13		
3	㈱ブルーホップ	6010001056290	消費税転嫁対策特別措置 法パンフレットの印刷	0.2	随意契約 (少額)	15		

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人 日本教育会館	9010005003609	事業者向け説明会及び相 談会に伴う会場借料	0.1	随意契約 (少額)			
2	アイラック愛知㈱	6180001056935	事業者向け説明会及び相 談会に伴う会場借料	0.1	随意契約 (少額)			
3	横浜商工会議所	1020005003540	事業者向け説明会及び相 談会に伴う会場借料	0	随意契約 (少額)			
4	千葉商工会議所	6040005000705	事業者向け説明会及び相 談会に伴う会場借料	0	随意契約 (少額)			
5	大宮ソニックシティ㈱	7030001001566	事業者向け説明会及び相 談会に伴う会場借料	0	随意契約 (少額)			
6	日本環境マネジメン ト㈱	9030001002983	事業者向け説明会及び相 談会に伴う会場借料	0	随意契約 (少額)			
7	社会福祉法人浜松 市社会福祉協議会	3080405000155	事業者向け説明会及び相 談会に伴う会場借料	0	随意契約 (少額)			
8	九州総合サービス㈱	5330001001117	事業者向け説明会及び相 談会に伴う会場借料	0	随意契約 (少額)			

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日本郵便㈱	1010001112577	説明会の案内状発送	0.2	随意契約 (その他)			

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0007

平成31年度行政事業レビューシート (公正取引委員会)										
事業名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査			担当部局庁	経済取引局取引部			作成責任者		
事業開始年度	平成26年度	事業終了(予定)年度	平成32年度	担当課室	取引企画課			池田 卓郎		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第4条, 第6条, 第14条, 第15条			関係する計画、通知等	消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部)					
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	消費税の転嫁拒否等の違反行為を受けることが多い中小事業者等は違反行為者に対し立場が弱く、自ら被害を申し出ることが期待できない実態がある。また、中小事業者等が消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備するためには特措法違反行為に対する監視の範囲を最大限に広げる必要があり、そのためには、すべての事業者が違反被疑情報を申告できる機会を確保することが重要となる。そのため、中小企業庁と合同で悉皆的な書面調査を実施し転嫁拒否行為等について積極的な情報収集を行い、問題のある行為に対して迅速かつ厳正に対処することを目的としている。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	大規模な書面調査を実施するため、下記の事業を実施する。 ①調査票、回答用紙、往信用封筒、返信用封筒、パンフレット、リーフレットについて所要の部数を印刷し、対象事業者約630万者に対して送付する。 ②コールセンターを設置し、回答者からの問い合わせに対応する。 ③返送された回答用紙の内容を入力し、違反の疑いのある事業者を抽出する。 ④違反行為が疑われる事業者に対しては、公正取引委員会・中小企業庁等において消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査を行い、問題のある行為に対して迅速かつ厳正に対処する。									
実施方法	委託・請負									
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求				
		当初予算	806	624	475	545	455			
		補正予算	▲135							
		前年度から繰越し								
		翌年度へ繰越し								
		予備費等								
	計	671	624	475	545	455				
	執行額	389	385	370						
執行率(%)	58%	62%	78%							
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	58%	62%	78%							
平成31-32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由						
	消費税転嫁等対策委託費	545	455	合理化・効率化の観点から、特定供給事業者(売手側)及び特定事業者(買手側)に対する書面調査における経費の見直しとして90百万円減額。						
	計	545	455							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 年度	目標最終年度 32年度	
	書面調査の実施により調査対象とされた案件を事業実施期間中に処理する。なお、平成30年度においては、調査対象とされた案件のうち8割以上処理する。	書面調査の回答を端緒とした調査対象案件に対する事件処理件数の割合	成果実績	%	91.1	92.8	92.6			
			目標値	%	80	80	80		100	
			達成度	%	100	100	100			
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	書面調査の回答を端緒とした調査対象案件数及び事件処理件数									
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込		
	書面調査の調査票発送数	活動実績	万件	615	625	619	-	-		
		当初見込み	万件	630	615	615	668	638		
単位当たり コスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込			
	大規模書面調査に係る経費/書面調査票発送数	単位当たりコスト	円	63	62	60	82			
		計算式	/		38950万/615万	38466万/625万	36977万/619万	54514万/668万		

政策評価	政策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4										
	施策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4-1										
	測定指標	定量的指標				実績値	28年度	29年度	30年度	中間目標年度	目標年度	
		定性的指標					目標年度	施策の進捗状況(目標)				
		目標				目標年度	施策の進捗状況(実績)					
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
		大規模書面調査を実施することによって、商品や役務(サービス)を供給している事業者が、取引先事業者(買手事業者)から消費税の転嫁拒否等の行為を受けていないかの情報を積極的に収集し、問題となる行為の是正につなげることは、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に資する。										
	新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項	分野:									
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			実績値	計画開始時年度	30年度	31年度	中間目標年度	目標最終年度	
目標値			達成度	%								
KPI (第二階層)			実績値	計画開始時年度	30年度	31年度	中間目標年度	目標最終年度				
目標値				達成度	%							

事業所管部局による点検・改善

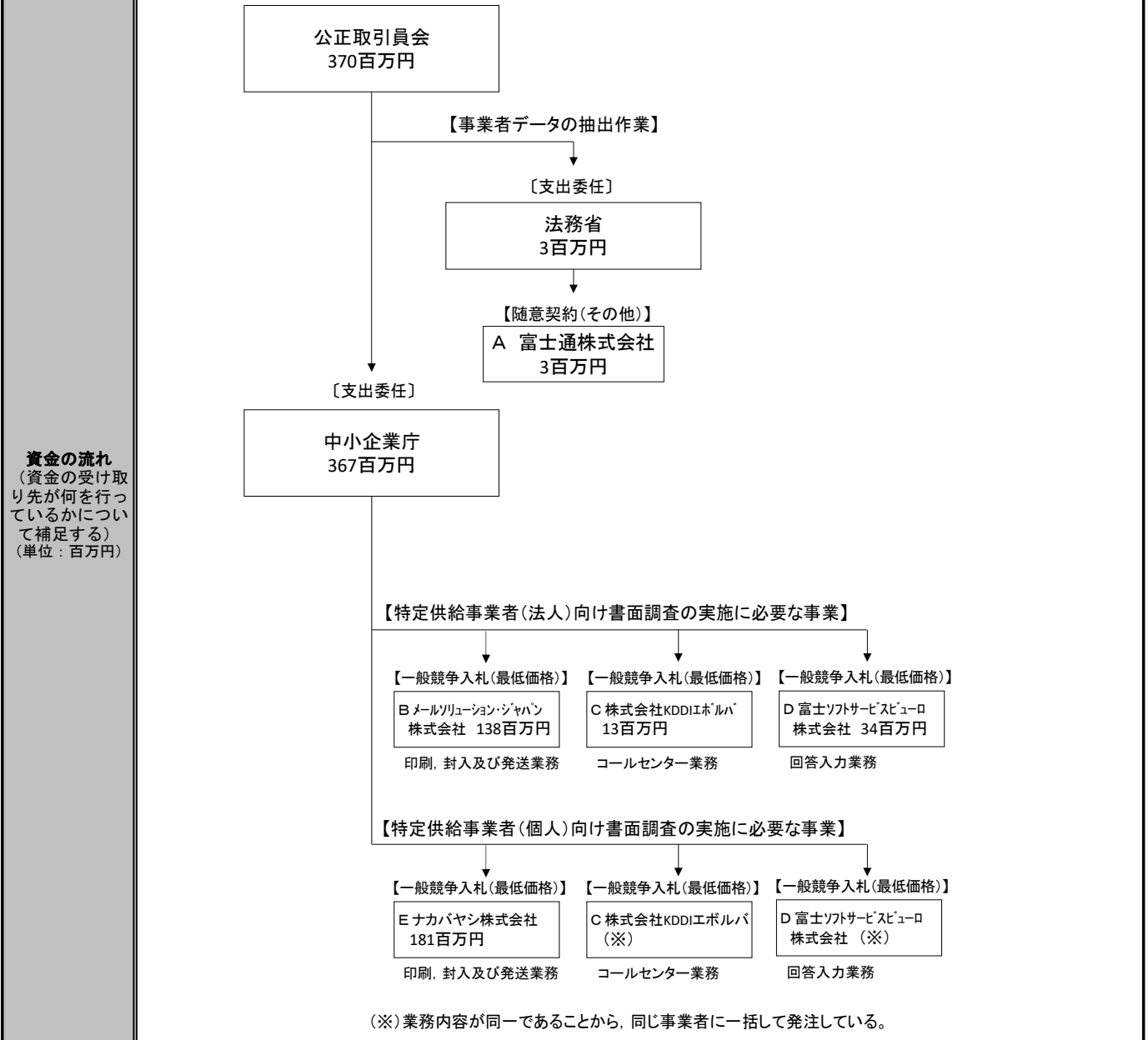
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	消費税率8%引上げ時の運用において、引上げ後5年超にわたり勧告事件を含む多数の違反事件が摘発されていることから、引き続き運用を行っていく必要がある。毎年継続して悉皆調査を行うことにより、悪質な事業者に対する牽制効果も見込まれる。 特に、令和元年10月には消費税率10%への引上げが予定されており、増税後の違反行為についての情報を積極的に収集することは、国民や社会のニーズを反映したものと見える。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	消費税転嫁対策特別措置法に基づき、転嫁拒否等の行為に対する事件調査・是正措置は、国(公正取引委員会、主務大臣等)が行うこととされている。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	消費税転嫁対策特別措置法に基づき、転嫁拒否等の行為に対する事件調査・是正措置は、国(公正取引委員会、主務大臣等)が行うこととされている。また、消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部)において、書面調査の実施による違反被疑情報の収集、転嫁拒否等の行為に対する調査等を行い、転嫁を受け入れることなどの必要な指導を行うことが強く求められている。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。 一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。 競争性のない随意契約となったものはないか。	○ 無 無	書面調査実施に係る委託事業者の選定では、一般競争入札を行い、広く調達先を確保するなど、競争性を確保したものとしている。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	全ての事業において一般競争入札を行うことにより、競争性の確保とコスト削減を図っている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	委託先事業者が再委託を行う際には、委託契約の締結の前に再委託の必要性や資金の流れについて確認を行い、また、支出額の確定検査を実施し、合理的な支出となっているか、厳正に確認している。
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業者からの実績報告を検査し、事業目的に即して必要なものに限定されているか確認している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	一般競争入札を行うことにより、競争性が確保されていることで、経費を想定よりも抑えることができたため。
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	・昨年度の公開プロセスでの外部有識者の指摘等を踏まえ、令和元年度に実施する調査から、回答者の利便性及び業務効率化等のため、調査票についてチェックボックス、プルダウン方式等を用いることで回答を容易にした電子媒体の回答用紙(エクセル様式)を当委員会のウェブサイトに掲載するとともに、中小企業庁がウェブサイト上に設置している「申告受付窓口」のページを書面調査と同様の様式に修正し、同ページのURLを調査票に記載することにより、インターネットを利用して回答できるようにした。 ・書面調査の発送に当たって、送付先の重複を排除し、先に実施した書面調査の結果を踏まえ、宛先不明分を発送先から除外するなど、効率的な執行を図っている。 ・調査票を受け取った回答者の負担を軽減し、分かりやすくするため調査票の記載内容を修正している。

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	調査対象案件のうち、処理件数を8割以上とするという成果目標に対し、成果実績は92.6%であり、成果目標を達成している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	調査対象とされた全ての事業者に対して書面調査を実施しており、活動実績は見込みに見合っている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	事件処理件数のうち、催告及び指導した事案では、転嫁拒否等行為によって発生した被害額を回復させており、違反行為に対する是正措置が採られている。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針に基づき、書面調査を行うこととされている公正取引員会と中小企業庁は重複排除のため、書面調査を合同で行うとともに、書面調査に要した経費を折半して支出している。 また、特措法違反行為の防止又は是正のために必要なときは、情報の提供又は協力を求めることとしている。
	所管府省名	事業番号	事業名
	経済産業省	0137	消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業
点検・改善結果	点検結果	消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査業務等については、引き続き厳正な執行に取り組む必要があるところ、費用の支出について効率的な執行に努めるとともに、インターネットを利用した調査の導入、送付先の重複排除等、効率性と有効性を踏まえた大規模書面調査を実施している。	
	改善の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度下半期において、書面調査の送付先及び中小企業関係団体に対し130件のヒアリングを実施し、調査票の改善すべき点について聴取した。令和元年度の税率引上げ前に送付した調査票の設計においては、軽減税率の導入など確認すべき点が増えている中でも質問項目を絞り込み、分かりやすく回答が容易な内容とすべく工夫を行った。 令和元年度に実施する調査から、回答者の利便性及び業務効率化等のため、調査票についてチェックボックス、プルダウン方式等を用いることで回答を容易にした電子媒体の回答用紙(エクセル様式)を当委員会のウェブサイトに掲載するとともに、中小企業庁がウェブサイト上に設置している「申告受付窓口」のページを書面調査と同様の様式に修正し、同ページのURLを調査票に記載することにより、インターネットを利用して回答できるようにした。 令和元年10月の消費税率引上げに際し、転嫁拒否行為による被害を未然に防止する観点から、消費税率引上げ前にも書面調査を実施する。また、8%引上げ時の運用において、引上げ後4年超にわたり催告事件を含む多数の違反事件が摘発されていることから、令和元年度以降も引き続き体系的な書面調査を実施する。 	
外部有識者の所見			
<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを用いた回答方法について更に検討することを期待する。(池谷修一) ・消費税の転嫁を確保するため、書面調査が必要であることは疑いないが、より答えやすく、また、費用がよりかからない方法を前年度までの経験を踏まえて、探求することが必要である。(田邊國昭) ・Webに入力するアドレスをQRコードにする等、Web調査を活かす工夫を検討することが適当である。(中村豪) 			
行政事業レビュー推進チームの所見			
現状通り	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度は、消費税率の引上げに備え、徹底して情報収集ができるよう有効な調査実施が望まれる。 ・事業の最終年度を令和2年度としているが、最終年度の見直し、つまり、令和3年度以降も実施することを考えることが必要である。 ・既に工夫が見られるところであるが、回答者の負担がより小さくなる方法や、インターネットを用いた回答数を増やすための工夫について検討した方がよいと考える。 ・書面調査を送ること自体が目的化しないように、事件の迅速処理に留意すべきである。 		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者会合及び行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、本事業は継続して実施する。 ・引き続き、書面調査への回答に対するヒアリング等を通じ、より効率的かつ効果的な端緒情報の発掘に努める。 ・インターネットを用いた回答数を増やすための工夫等については、引き続き検討する。 ・令和3年度以降の書面調査の在り方、取締り体制の在り方等について、引き続き検討する。 ・予算規模については、令和2年度予算要求においては、合理化・効率化の観点から経費の節減(反映額:▲90百万円(事務的経費の見直し))を図った。 <p>なお、同経費節減の結果として、令和元年度に引き続き、消費税率の引上げ後の転嫁拒否等の情報を積極的かつ効果的に収集するために、特定事業者(買手側)に対する書面調査を実施するための費用(68百万円)を要求した。</p>		
備考			
<p><公開プロセス(平成30年度実施)> ○評価結果:事業内容の一部改善(内訳:事業内容の一部改善4名、現状通り2名) ○取りまとめコメント: ・毎年、郵送により、体系的に調査を行ってきたことは了解できる(田邊國昭)。 ・平成26年度以降、4年間調査を行い、一定の成果を取めていることから、今後も調査を行う必要がある(池田肇、池谷修一、中村豪、水戸重之)。 ・他方、インターネットを利用した調査や分野別の調査の実施の余地及び調査票の内容の工夫の余地があると考えられるので、より一層の改善に努める必要がある(池田肇、池谷修一、伊藤伸、田邊國昭、中村豪、水戸重之)。</p> <p><対応状況の概要> ・回答者の利便性及び業務効率化等のため、調査票についてチェックボックス、プルダウン方式等を用いることで回答を容易にした電子媒体の回答用紙(エクセル様式)を当委員会のウェブサイトに掲載するとともに、中小企業庁がウェブサイト上に設置している「申告受付窓口」のページを書面調査と同様の様式に修正し、同ページのURLを調査票に記載することにより、インターネットを利用して回答できるようにした。 ・調査票を受け取った回答者の負担を軽減し、分かりやすくするため調査票の記載内容を修正した。</p>			

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	平成25年度	-
平成26年度	新26-1	平成27年度	0007	平成28年度	0007	平成29年度	0007
平成30年度	公正取引委員会 (0007)						

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



A.富士通株式会社			B.メールソリューション・ジャパン株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
消費税転嫁対策委託費	書面調査発送事業者のデータ抽出作業	3	消費税転嫁対策委託費	特定供給事業者(法人向け)向け書面調査に係る印刷, 封入及び発送業務	138
計		3	計		138
C.株式会社KDDIエボルバ			D.富士ソフトサービスビューロ株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
消費税転嫁対策委託費	書面調査に係るコールセンター業務	13	消費税転嫁対策委託費	書面調査に係る調査票の回答入力業務	34
計		13	計		34
E.ナカバヤシ株式会社			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
消費税転嫁対策委託費	特定供給事業者(個人向け)向け書面調査に係る印刷, 封入及び発送業務	181			
計		181	計		0

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士通株式会社	1020001071491	書面調査発送事業者のデータ抽出作業	3	随意契約 (その他)			

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	メールソリューション・ジャパン株式会社	8010001090081	特定供給事業者(法人向け)向け書面調査に係る印刷, 封入及び発送業務	138	一般競争契約 (最低価格)	5	-	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社KDDIエポルバ	4011101006162	書面調査に係るコールセンター業務	13	一般競争契約 (最低価格)	4	-	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士ソフトサービスビューロ株式会社	1010601027646	書面調査に係る調査票の回答入力作業	34	一般競争契約 (最低価格)	4	-	

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	ナカバヤシ株式会社	4120001086023	特定供給事業者(個人向け)向け書面調査に係る印刷, 封入及び発送業務	181	一般競争契約 (最低価格)	4	-	